

[別 紙]

様式 1

事業報告書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 山田クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市飯盛町開 1825-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成19年3月20日

(4) 設立登記年月日 平成19年3月29日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山 田 雅 史	山田クリニック 管理者
理 事	山 田 文 香	
同	山 田 洸 夢	
監 事	山 田 孝 之	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山田クリニック	長崎県諫早市飯盛町開 1825-1	0 床

- ）1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 5 日	令和4年度決算の決定
〃	理事及び監事任期満了につき改選の件
〃	令和5年度役員報酬額の決定
令和 6 年 6 月 2 4 日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 山田クリニック
所在地 長崎県諫早市飯盛町開1825番地1

※医療法人整理番号

貸借対照表
令和6年6月30日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	23,531	I 流動負債	2,182
II 固定資産	23,765	II 固定負債	15,111
1 有形固定資産	9,500	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	60	負債合計	17,293
3 その他の資産	14,205	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	9,000
		II 積立金	21,003
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	30,003
資産合計	47,296	負債・純資産合計	47,296

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 山田クリニック
所在地 長崎県諫早市飯盛町開1825番地1

医療法人整理番号	
----------	--

損 益 計 算 書
自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			73,658
2 事業費用			70,735
本来業務事業利益			2,923
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
事業利益			2,923
II 事業外収益			4,251
III 事業外費用			200
経常利益			6,974
IV 特別利益			58
V 特別損失			3,506
税引前当期純利益			3,526
法人税等			707
当期純利益			2,819

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式 2

法人名	医療法人 山田クリニック	※医療法人整理番号	
所在地	長崎県諫早市飯盛町開1825番地1		

財 産 目 録
(令和 6年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	47,296 千円
2. 負 債 額	17,293 千円
3. 純 資 産 額	30,003 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,531
B 固 定 資 産	23,765
C 資 産 合 計 (A + B)	47,296
D 負 債 合 計	17,293
E 純 資 産 (C - D)	30,003

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山田クリニック
理事長 山田 雅史 殿

私は、医療法人 山田クリニック の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月4日

医療法人 山田クリニック

監事 山田 孝之

